

# 固定資産税・都市計画税の納税義務者

平成24年12月16日発行 問い合わせ 資産税課 ☎229-3131(土地担当) ☎229-3132(家屋担当)  
 ☎229-3331(共通)  
 久居分室 ☎255-8826(土地・家屋担当)

土地(田、畑、宅地、山林等)、家屋(住宅、店舗、工場、倉庫等)と償却資産(土地家屋以外の事業用の減価償却資産)を総称して「固定資産」といいます。

固定資産税は、固定資産を所有している人が、その固定資産の評価額をもとに算定された税額をその固定資産がある市町村に納める税金です。

また、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内にある土地と家屋を所有している人には、「都市計画税」が合わせて課税されています。

今回は、その固定資産税・都市計画税の「納税義務者」について、ご案内します。



## 固定資産税の納税義務者

納税義務者とは、原則として賦課期日(毎年1月1日)に固定資産を所有し、固定資産税を納める人のことです。具体的には右表のとおりです。



土地	不動産登記簿に所有者として登記されている人または法人
家屋	不動産登記簿に所有者として登記されている人または法人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人または法人

※未登記の土地、家屋は、土地・家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人または法人